

報告第4号

予算の繰越しについて

令和7年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計予算のうち、次の繰越明許費繰越計算書のとおり、歳出予算を令和8年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月11日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和7年度逗子市後期高齢者医療事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1 総務費	2 徴収費	保険料徴収事務費	円 6,145,000	円 6,144,600

特別会計繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳				
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
				6,144,600